

警備業務委託仕様書

1. 警備対象

所在地：神埼郡吉野ヶ里町田手2553-1、2560-5

対象地：吉野ヶ里遺跡発掘調査現場（対象範囲4,000㎡）（別紙1）

2. 業務名

吉野ヶ里遺跡発掘調査現場警備業務委託

3. 業務内容

- (1) 対象地内での不法侵入及び盗難、損壊等の事故発生の事前防止及び発生時の緊急処置。
- (2) 非常事態発生時における関係先及び佐賀県文化課文化財保護・活用室（以下「文化財保護・活用室」という。）消防、警察署、公園管理センターへの緊急連絡及び措置。
- (3) 1か月ごとの警備実施状況を翌月の7日までに文化財保護・活用室への報告。

4. 警備方法

警備方法は機械警備とする。

・発掘現場への北東進入路に赤外線センサー1台及び人感ライト(LED)1台を設置。

※赤外線センサーは、近赤外線遮断方式、警戒距離50mとする。

また、通信回線が必要な場合は、モバイル回線を用いるなどして、受託業者が工事等を行うこと。

・発掘現場への防犯カメラ4台を設置。合わせて防犯カメラの傍に人感ライト3台を設置すること。人感ライトの設置位置は文化財保護・活用室と協議して行うこと。

なお、防犯カメラには録画機能(HDD2TB程度)をつけること。

※防犯カメラは、画素数1312(H)×1069(V)、解像度1280×720以上とする。

・設置する防犯カメラ4台のうち1台は、遠隔地が見渡せる高所(高さ約4m)に取り付けること。

・警備機器の設置完了までは、巡回警備(1日につき不定時2回)とする。

・機械警備に係る機械設置箇所は別紙1のとおりとする。

5. 警備上の遵守事項

・発掘現場内の警備について、機器等を設置して確実な安全を期すこと。

・機器の設置は警備会社が行うこと。

・防犯カメラ等必要な機材を設置する際、既存の電源ボックスから電源を利用する必要がある場合は、受託者が必要な配線を行うこと。この配線が地面上に設置する必要がある場合は、断線しないような処置を講ずること。

なお、機械警備に係る電源の設置及び電気料については、委託者の負担とする。

6. 履行期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日までとする。

(土曜日、日曜日、祝日を問わず実施すること。)

7. 警備時間

(1) セット(警戒開始)からリセット(警戒解除)までとする。

(2) 前記時間内において、警備対象が無人の状態となり、警報装置警戒開始の信号を受けたときに警備を開始し、警備装置警戒解除の信号を受けたときに警備を終了する。

8. 警備要領

(1) 警報装置（赤外線センサー）

警備対象で発生した異常事態をガードセンターへ自動的に通報する。

(2) ガードセンター

警報装置を常時監視するとともに、巡回・待機中のパトロールカーとの連絡を保持する。

(3) パトロール

ガードセンターと連絡を保持し、警備対象の異常事態に備える。

9. 異常事態発生時の措置

(1) 警報装置により警備対象に異常事態が発生したことを覚知したときは、パトロールカーを速やかに急行させ、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

(2) 警備対象に到着したパトロールカーの隊員は、異常事態を確認後、ガードセンターへその状況を連絡し、必要に応じ関係先へ通報する。

(3) あらかじめ定められた文化財保護・活用室の緊急連絡者へ連絡する。

10. 事故報告

事故発生の際は、速やかに電話又は口頭で報告するとともに、後刻書面をもって報告する。

11. 鍵の預託

警備実施に必要な鍵は、文化財保護・活用室と受託者が相互に預託し、預託された鍵は、それぞれが厳重に取扱い保管する。

12. 警報装置の保守点検

受託者は、警備対象に設置された警報装置の機能について、適宜保守点検を行う。

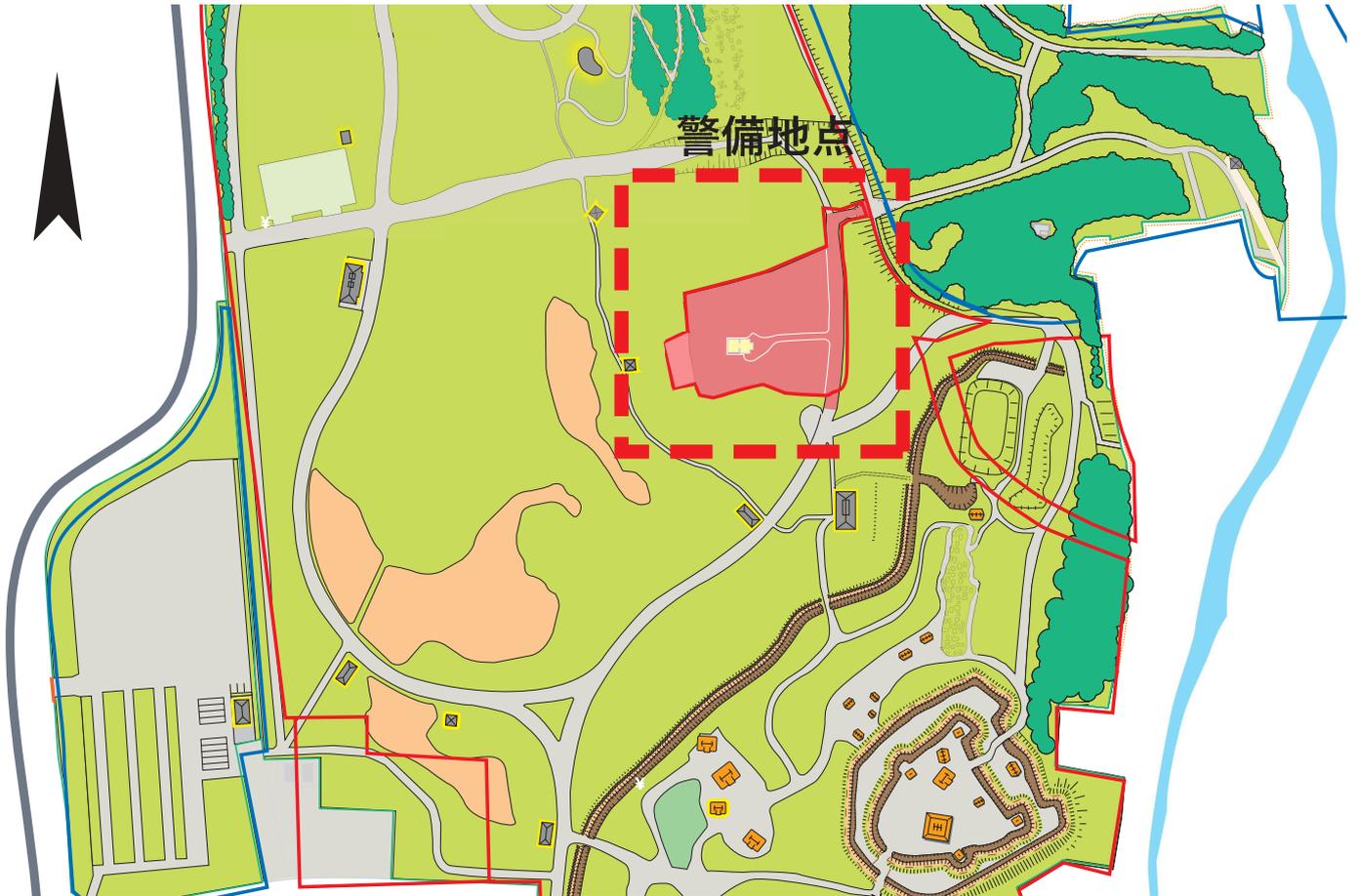
13. 緊急連絡者の指定

(1) 緊急連絡者名簿は、文化財保護・活用室から受託者へ交付する。

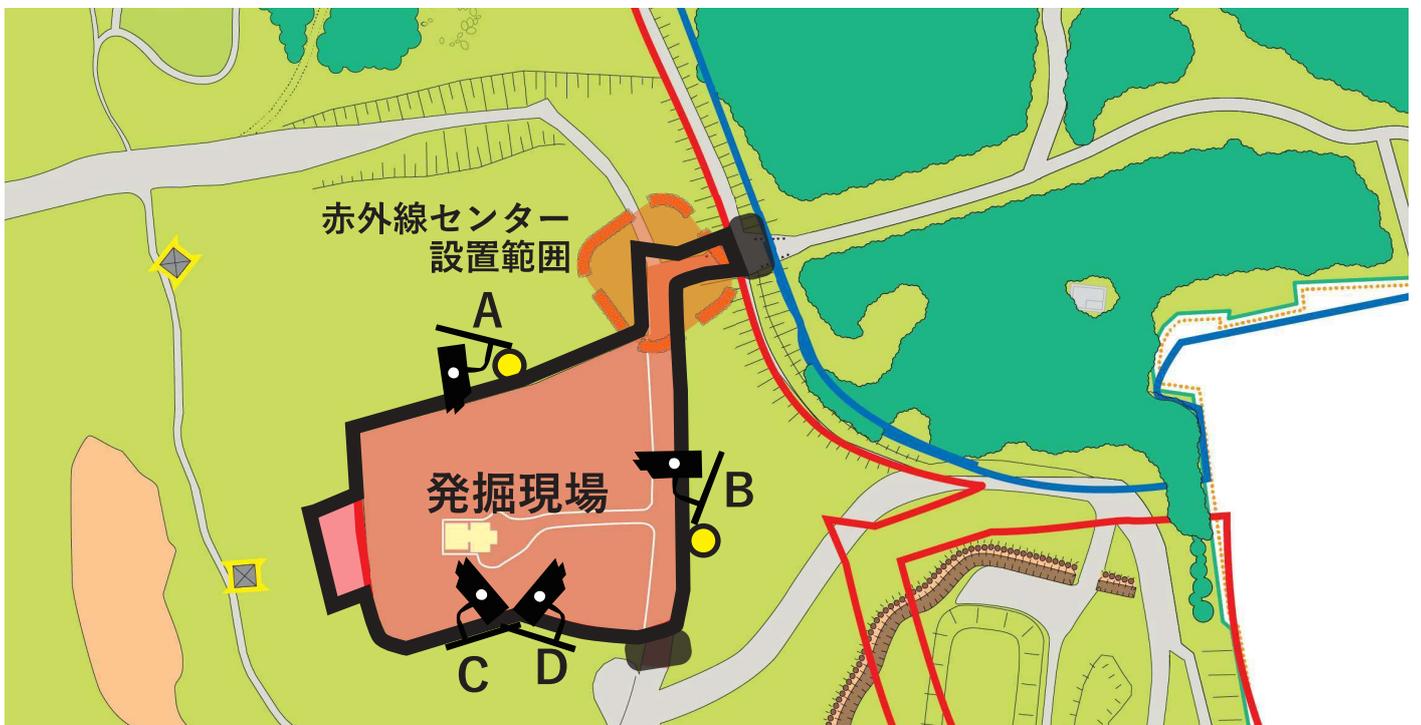
(2) 緊急連絡者の変更があった場合は、遅滞なく変更した名簿を受託者に交付する。

14. その他

本仕様書に定めのない事項については、文化財保護・活用室と受託者が協議し、これを定める。



吉野ヶ里遺跡 発掘調査地点の位置



A・Bのカメラ設置位置には電源あり。C・Dの位置には電源がないため、AまたはBから電力を引くケーブルの用意が必要。
C・Dの位置にはカメラ設置に適した樹木がある。この樹木の高所と低所にかけてカメラの設置を行うこと。
なお、C・Dの人感ライトの設置は1台とするため、人感ライトの設置は計3台である。

 カメラ設置箇所  電源設置箇所  警備範囲  門（ゲート）位置

吉野ヶ里遺跡 発掘調査地点拡大